

令和3年度

萩市消費生活モニター通信③



©萩市消費生活センター

萩市 消費生活センター

萩市消費生活モニター通信③ 目次

不審電話について	1
スーパーやドラッグストアで	2
ネット広告について	2～3
通信販売利用時の注意点	3
成年年齢の引き下げについて	4
コロナ関係の助成金について	4
道の駅の感染対策について	5
移動サービス販売の増設と価格について	5
買い物できる店舗がない地域住民の買い物手段について	6
移住してきて感じたこと	7
消費生活モニターを経験して	7

不審電話について

2月28日(月)17:30頃、3月2日(水)18:57、3月4日(金)18:15、3月5日(土)11:30、計4回 0120-9**-**3から携帯電話に着信がありました。着信番号からネット検索するとどうやらアンケート調査らしい。固定電話にはこれまでも、0120や050、080から始まる着信がありますが、携帯電話にかかってきたので少々驚きました。相当しつこいと思いましたが、次にかかったら「消費生活モニター通信」の記事にしようと思いつきました。

3/5の着信に対応したら、「〇〇〇コミュニケーション」のサトウと名乗る女性(声から40歳超と思われる)から「市場調査・世論調査のための調査協力をお願いしたい。日本を含む21か国を対象に年1回米国の非営利団体●●●センターの依頼で世界中で実施している。調査には20分程度必要である」と言われた。質問例を尋ねると、「日本のコロナ対応について」や、「世界情勢について特定の国をあげ印象はどうか」とか「日本と中国との関係、日本と米国との関係について」等、回答により次々に質問が続くそうです。

この調査結果は最終的にどうなるのか尋ねると、集約後非営利団体●●●センターHPでその国の言語で一般公開されるとのこと。相手の情報のみ聴取し切電しましたが、確かに〇〇〇コミュニケーション、非営利団体●●●センターのHP、調査結果は確認できました。詐欺性はないと思いますが、調査に協力していないので個人情報に係わる質問があるかは不明です。

携帯電話番号はどこから入手したのか最初に尋ねると、コンピューターがランダムに数字を組み合わせて作った番号であり、実在する番号は数が限られてくることでした。本当にたまたまヒットしたのか疑問が残ります。その後携帯への着信はなくなりました。

今後は固定電話でなく、携帯電話に詐欺電話が移行されていくのではないかと懸念されます。

(消費生活センター)

今回は、詳細な情報提供をいただきありがとうございます。

以前から、携帯電話に実在の携帯会社や宅配業者、企業等を騙ってSMSが届き、架空請求被害に遭うという相談が多くみられました。携帯電話に直接見知らぬ番号から電話がかかってくるのはあまり気持ちのよいものではありません。着信があった場合、すぐに対応するのではなく、その番号をスマホ等で検索すると架空請求情報を確認することもできます。



スーパーやドラッグストアで

- ・スーパーへ買い物に行った際、陳列棚の前で店員さん2人が話をしていたところへ、お客さんが近づいたが、「いらっしゃいませ」と言うこともなく、話し続けていた。接客業として基本ができてないと思う。レジにおいても、はっきり言わない店員さんがいて感じが悪い。商品を雑に扱う店員もいる。
- ・市内のドラッグストアにて、食料品の賞味期限が1週間以上経過した商品が売られていた。漬物であったため国産のものであるか確認するため、裏の表示を見たところ、賞味期限切れだった。このことに関しても一番やってはいけないことであろう。開店前・閉店後に確認はしないのでしょうか？

(消費生活センター)

「賞味期限」は「おいしく食べることができる期限」で劣化が比較的遅いもの（スナック菓子、即席めん類、缶詰など）につけられ、この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではなく、販売そのものが法律的に違法ではありません。ちなみに「消費期限」は急速に劣化しやすいもの（弁当、サンドイッチ、ケーキなど）につけられ、この期限を過ぎたら、食べない方がよいとされています。

「食品ロス」（食べられるのに様々な理由で捨てられている食品）を減らすために、スーパーやコンビニでも、賞味期限や消費期限の近い食品などは、別に陳列し順次値下げするなど、無駄な廃棄を減らす取り組みが見られます。また、消費者もスーパー等で商品を購入するときは、消費期限の近い商品が並んでいる「手前」の商品からとっていく意識を持つことが大切です。

今回のご指摘のように、賞味期限を過ぎている商品を見かけられたら、店の担当者に一声かけてみてください。

ネット広告について

ネット検索をしているとき、気になる美容に関するトピックがあると、つい見てしまいます。たいていは商品の広告で、その商品の良い理由がいろいろ書かれており、



商品を試した人の利用前の写真と利用後はこのように効果があったと言う写真もあります。価格も格安と宣伝されており、この価格で美容の悩みが解決するのなら購入してみようかと考えることがあります。このような広告を本当に信用して大丈夫なのか不安があるため購入に至ったことはありませんが、このような広告についての信用性に関する情報が、もしあるのなら知りたいです。

(消費生活センター)

「アフィリエイト広告」は、ブログ上にバナー広告等を掲載したり、ウェブサイトを作成したりして、閲覧者がそれらのリンクから販売サイトへアクセスして商品等を購入すると、成功報酬として、宣伝した人に広告料が支払われるしくみです。基本的には商品が売れるほど広告収入が増えるため、捏造された体験談や口コミ、過激な

表現を使って購買意欲をあおる悪質なものもあります。特にダイエットなど、身体的なコンプレックスの改善をうたうバナー広告等には注意が必要です。

また、SNSや動画投稿サイト等には、商品の効果や低価格を強調した美容関係の広告（化粧品・健康食品・エステなど）がよく表示されます。「お試し〇円」「初回無料」など、通常より低価格で購入できると広告しながら、実は定期購入が条件となっているトラブルも多くみられます。消費者は通常価格よりも安く1回だけ買うつもりでも、契約内容が定期購入のため、注文時に想定した以上の金額を支払うことになり、総額が数万円になることもあります。

「安い」「お得」などの宣伝には何か条件や理由がないか、客観視して考える癖をつけましょう。

また、通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、「定期購入が条件になっていないか?」「支払う総額がいくらか?」「解約・返品の方法と条件」をよく確認しましょう。

通信販売利用時の注意点

祖父と同居をしていますが、日中は一人でいることが多く、テレビや新聞広告などで良さそうと思ったサプリや健康食品などを注文していることがあります。試しに注文するのはいいのですが、気に入らず購入をやめたいときが少し大変です。どうすれば解約できるのかわかりにくいようで、聞かれることがあります。

また、母もスマホでネット注文をした際に退会ページが分かりにくく、代わりに退会手続きをしたことがあります。今のところ、何もトラブルはありませんが、こうした通販を利用するときは、少し気をつけていかなければと思います。

（消費生活センター）

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。契約内容・解約の方法などは、業者の決めている条件に従うこととなりますので、契約前によく確認しておくことが大事です。

また、サブスクリプションサービス（サブスク）とは、定額制サービスで、「月額〇円で使い放題」のようなサービスを指し、映像配信や電子書籍、音楽などインターネット上で提供されるもののほか、洋服やバッグ、家具などのレンタルなど様々な分野に広がっています。サブスクは自ら解約や退会の手続きをしない限り自動更新されます。無料期間の終了日や有料サービスへの移行日を必ず確認しましょう。また、契約したことを忘れないようにし、解約方法は登録前に必ず確認しておきましょう。



成年年齢の引き下げについて

4月から18歳成人の改正民法が施行されます。

高齢者だけでなく、新成人も詐欺の被害に狙われる可能性があり、新聞・ニュースなどでも注意を促しています。しっかりとした知識と判断力を持つための消費者教育が全世代を通して必要だと感じます。

(消費生活センター)

今年の4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者の契約には、原則、親などの法定代理人の同意が必要ですが、成年に達すると、自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利

(未成年者取消権)は行使できなくなります。

若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあります。そこに付け込み、成年に達したばかりの若者を狙う悪質な事業者は少なくありません。成年年齢の引き下げ後は、より一層、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。トラブルに遭わないために、契約に関する様々なルールを知ったうえで、その契約が必要かどうかをよく検討することが大切です。何か契約に関して不安なことがあったり、トラブルに遭ってしまったときは、消費生活センターに相談してください。



コロナ関係の助成金について

コロナの関係で助成金が18歳未満まで〇万円とか出るのですが、大学生からがお金がかかるのに何故18歳でくぎられてるのが不思議です。

(子育て支援課)

国では、新型コロナウイルス感染症で生活や事業に影響を受ける方々に対して様々な支援を行っています。

子育て世帯への支援策については、ご質問のとおり原則として18歳未満の子どもが対象となっているところです。

子ども・子育て支援法では、「この法律において『子ども』とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」をいうとされており、子育て支援策の範囲の一つの基準となっているようです。

また、国では、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生等を支援するため「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を創設しています。

萩市においても、市内に定住する若者の奨学金返還の経済的負担を軽減するため、「奨学金返還支援制度」の準備を進めているところです。

道の駅の感染対策について

先日、通りがかりに市内の道の駅のトイレを使用しました。手洗い場に石けんも消毒液もなく驚きました。(時間外ではありましたが…) (販売所・食堂には消毒液はあります。)市内外から多くの人が立ち寄られる場所です。他の道の駅のような所には、石けんのみ設置の所もありますが、両方共設置していないのは見かけません。この設置は施設の判断なのでしょう。

(商工振興課)

道の駅のトイレの清掃を含めた日常の維持管理は、道の駅を運営している事業者が実施しております。

手指消毒は新型コロナウイルス感染症の感染防止に欠かせない対策であり、運営者においても手指用石けんの設置などを行っているところですが、今後、状況を確認し、設置について改めてお願いをしていきます。

移動サービス販売の増設と価格について

突然小さな商店が閉店してしまったら交通手段に困っている人達がどのように生活必需品を手に入れることができるのでしょうか等考えると不安になってきます。現在、週一回JAの移動販売車が来ていますが、決まった場所でわずかな時間だけ、遠くから歩いて行くと間に合わないということがあります。できれば回数を増やすか、止まる場所を増やしてもらえるか、価格も店より少し高くなっていますが、高齢者が増え過疎化している村の人達が少しでも安心して生活できるようになればと考えております。



(商工振興課)

JAの購買店が撤退された地区では、JAでは閉店した店舗前や、状況に応じて日常の買い物が困難となった方のご自宅まで週1回移動販売車による販売を行ってありますが、限られた体制で行われておられることから、ご不便を生じていることもあると存じます。

ご意見については、JAに機会を通じてお話しさせていただきます。

併せて、萩市では、これまでも地域の道の駅などで日用品が購入できる仕組みづくりや、「ぐるっとバス」など移動手段の確保により、いわゆる買い物弱者の方への買い物支援を行っております。

市としても、各地区の状況やニーズなども踏まえて、買い物弱者への支援対策について、今後も検討してまいります。

買い物できる店舗がない地域住民の買い物手段について

先日、近所に住む80代の女性が片手で壊れかけのカートを引き、もう片手でスーパーの買い物袋を持ち、片道30分位の（80代女性の足で）所にあるスーパーマーケットから帰ってくるのを見ました。この女性とは親しくお付き合いさせていただいていることもあり、私が買い物に行くときの3回に1回は声を掛け、一緒に買い物に行くようにしています。

とても喜んでくれているので、これからも続けていこうと思っています。

私の住んでいる地域から車で30分も走ると、歩いて行ける範囲に食料品や日用品を購入できる店舗が全くない地域がたくさんあります。このような場所で暮らしている年配の方はどのように買い物をされているのでしょうか？限界集落、買い物難民などのワードをよく耳にします。

市としては、どのような対応、対策を考えているのでしょうか？



（商工振興課）

地区によっては、唯一の買い物の場であったJAの購買店が撤退するなどにより、特に高齢者など移動手段を持たれない方が、地元での日常の買い物が困難になっておられる状況があります。

萩市では、これまでも、地域の道の駅などで日用品が購入できる仕組みづくりや、「ぐるっとバス」などの移動手段の確保により、いわゆる買い物弱者の方への買い物支援を行っているところです。

また福祉面では、市の公用車を住民主体に貸与し、通院や買い物時の移動支援サービスを行うとともに、日常生活に支障があるひとり暮らしの方に対しては、日用品等の買い物代行等の生活支援ホームヘルプサービスも実施しているところです。

しかし、お住まいの地域で自分が希望するときに買い物ができることは、住み慣れた地域で生活する上で必要不可欠であると考えております。

今後、地域内で買い物ができる仕組みについて早急に検討するとともに、誰もが市街地まで買い物に出かけることができるよう、移動手段の利便性の向上にも努めてまいります。



移住してきて感じたこと

私は一本釣り漁師になりたいくて、この山口県萩市に移住してきました。50歳を過ぎた私を受け入れてくれた山口県萩市須佐にはとても感謝しております。この地に移住してきて感じたことは、空気が美味しく、皆が優しいということと、年配の方が多く、空き家が多く、道が暗く、買い物をする所が少ないということです。

さて、実際に漁師の研修を受けていて感じたことは、こちらも年配の方が多いということと、獲った魚が安すぎるということです。

あと10年もすると私のまわりの漁師の数も半分くらいになると思います。

だから私のような“よそ者”が入る余地があるのですが…。

私は神奈川でスーパーマーケットの鮮魚担当をしており、魚の加工、管理、販売をしておりましたので、漁師の獲った安い魚を加工し、移動販売車で市内の山間地域を中心に回る…そんなことも考えております。

市場に出荷するよりも高値で、新鮮な魚介類を入手しづらい山間地域を中心に回り、安価で新鮮な魚介類を買入してもらおう…。漁師も買入者も両者 Win-Win な、そして私を受け入れてくれたこの地域がより活気づけばと思っております。



消費生活モニターを経験して

コロナ禍において、職場のこともあり、セミナーに参加できなかったこと、申し訳ありませんでした。

消費生活モニターとして、通信を提出することで、萩市民として、いろいろ考えるきっかけになり、自分自身の視野も少し広がったように思います。

貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

令和3年度萩市消費生活モニター

中本 真弓 (椿東)
福部 俊英 (三見)
田中 須美子 (大井)
藤原 由美子 (川上)
原川 郁子 (下田万)
金田 富子 (吉部下)
伊藤 忍 (須佐)
藤山 直美 (須佐)
藤本 明美 (明木)
吉村 亜美 (紫福)

萩市消費生活センター

0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・
解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質
など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

